

ようき こうにゅうじ ガソリンを容器へ購入時のルール

● 購入者の本人確認と具体的な使用目的の確認が必要です

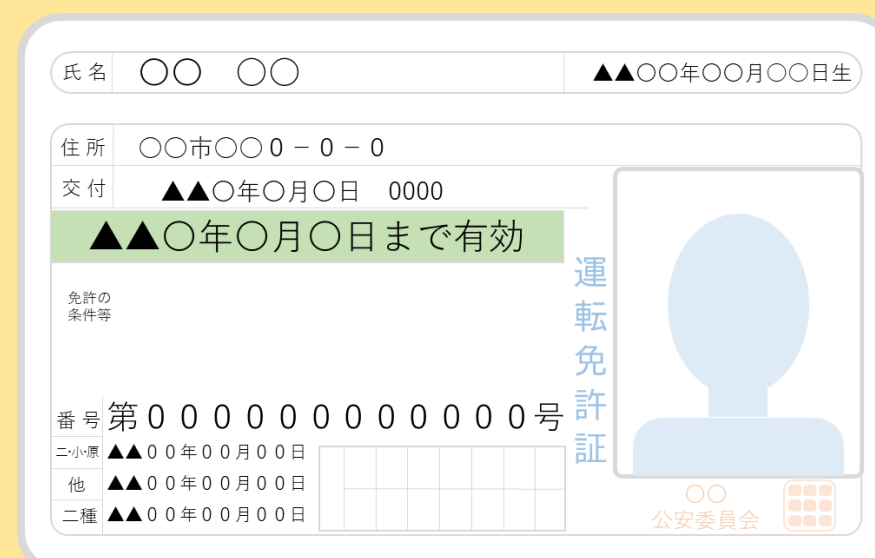
消防法に基づき、購入者の本人確認と、具体的な使用目的の確認をすることがガソリンスタンドに義務付けられています。

販売したガソリンスタンドは、購入者の氏名・目的・購入量を記録し、1年を目安として保存しなければなりません。

本人確認を行うことができる書類

- ・ 運転免許証
- ・ パスポート
- ・ 公的機関が発行する写真付き証明書
- ・ マイナンバーカード

※ガソリンスタンドの会員証等で本人確認ができる場合や継続的な取引がある場合等には、本人確認が省略されることがあります。



● 購入者自らが容器にガソリンを入れることはできません

セルフスタンドでは利用客が自ら車両に給油することはできますが、利用客が容器にガソリンを入れることは認められていません。

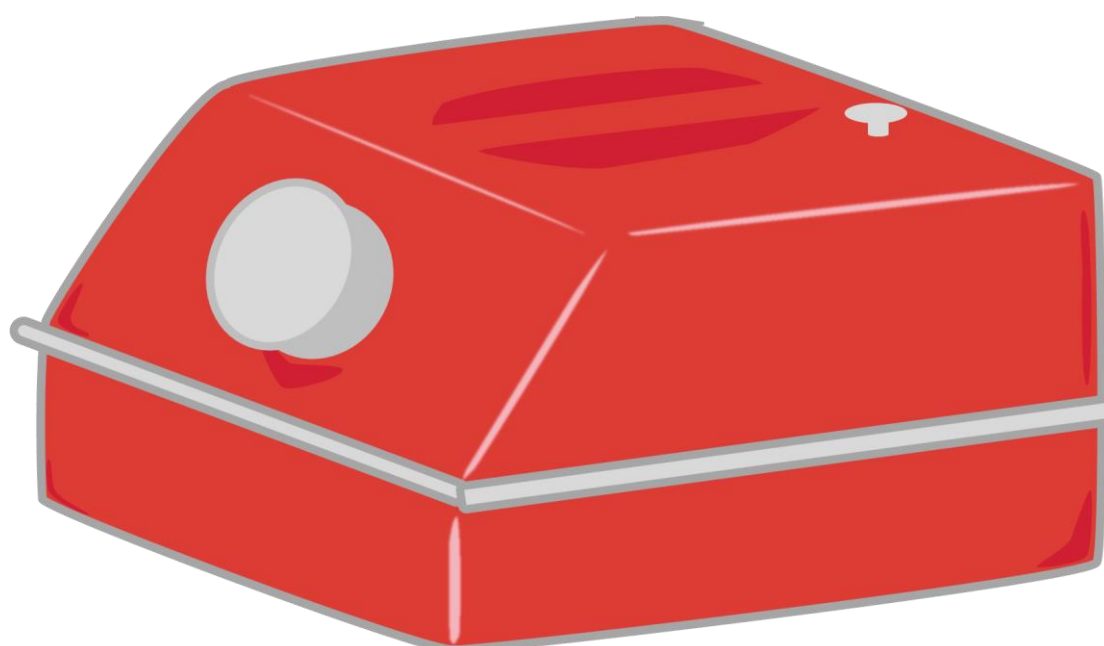
セルフスタンドでガソリンを容器で購入する場合は、従業員に依頼する必要があります。



● 法令に適合した容器が必要です

ガソリンを入れる容器は、材質や容量など様々な基準が法令で定められており、法令に適合した容器を使用しなければなりません。

灯油用のポリエチレン容器などは静電気による火災の危険があるので、絶対に使わないでください。



※上記のマークがついた容器は法令に適合していることが確認されています。